

イギリス近代国家形成過程における「帰化」制度 —ラムゼイ事件を題材として—

柳 井 健 一

- 一 はじめに
- 二 事件の背景
- 三 裁判の展開
 - 1 フォスター対ラムゼイ事件
 - 2 コリンウッド対ペイス事件
 - 3 クロウ対ラムゼイ事件
- 四 むすびにかえて

一 はじめに

イギリスにおいて、より正確には、イングランドにおいて国籍概念が初めて体系的に明確にされたのは一七世紀前期である¹⁾。それゆえ、「帰化」という制度、つまり「国家が、当該国の国籍法制にしたがって、外国人に対して自国の国籍を付与する」という制度が²⁾、明確に定義されるに至ったのも同じ時期ということになる。そして、この点について、先に筆者はエ

-
- 1) 同国における国籍概念の形成については、拙稿「コモン・ローにおける国籍概念の確立 (一)・(二・完)」『早大大学院法研論集』第七十二号、七十三号 (一九九五年) を参照。
 - 2) 本稿では、後掲註3の前稿に引き続いて、naturalization に帰化、denization に国籍付与という訳語を当て、ここで述べたような両者を含む広義の概念については「帰化」という用語を用いることとする。なお、この「帰化」という用語については、より適切な訳語を当てる必要があると考えているが、現時点では今後の課題として留保しておきたい。

ドワード・クックの記述等に依拠しながら、この国の成立期国籍法における「帰化」制度の内容についての素描をおこなった³⁾。だが、そこでの検討は、判例や制定法等に基づいたものというよりも、むしろクックの著作等、主として二次資料に依拠しながら、当該制度についての説明および整理をおこなうという側面に重点を置いたものであった。

それゆえ、前稿で明らかにされた「帰化」制度の内容については、当該制度の現実の姿や運用実態等についてのより実証的な考察をおこなうべく、その成果を当時の判例や法令等に照らし合わせることで、さらに敷衍することが課題として残されていた。そこで、本稿においては、前稿において残された課題についての検討が、同様の問題意識を引き継ぎつつおこなわれることとなる⁴⁾。

具体的には、ある不動産についての法定相続をめぐるおこなわれた一連の裁判を題材としながら、一七世紀中期のイングランドにおける国籍制度、その中でもとりわけ「帰化」という制度についての考察がおこなわれる。本稿において扱う一連の裁判を通じてなされた議論の過程のなかでは、以下の考察からも明らかになるように、「帰化」という制度が、裁判における具体的な論争のなかでの中心的な役割を与えられている。したがって、ここでは、先に示したような問題意識からの、当時における「帰化」制度の考察にとって、きわめて有益な素材が提供されていると考えられる。

論を進めるに際しての手順として、まずこれら一連の裁判における議論の内容についての検討をおこなうことにより、その当時における「帰化」という制度の具体的な内容および国籍法のなかでの当該制度というものの位置づけについて、明らかにしたいと考える。そのうえで、そこで明らかにされた諸事実を、近代国家の形成途上にあつたと考えられる当時のイン

3) 参照、拙稿「成立期イギリス国籍法における『帰化』制度についての憲法史的考察」『早大大学院法研論集』第八十二号（一九九七年）。

4) 憲法学の立場から「帰化」制度についての歴史的検討をおこなう意義については、同上、二二四～二二八頁において筆者なりの立場を示しておいた。

グランドという具体的な歴史的な文脈の中に位置づけながら考察することで、近代国家の形成過程における国籍制度というものを、憲法学の立場からどのように理解するか、というより一般的な論点を提示することができればと考えている。

二 事件の背景

本稿では、共通する背景のもとで惹起した三つの事件、すなわちフォスター対ラムゼイ⁵⁾、コリンウッド対ペイス⁶⁾、そしてクロウ対ラムゼイ⁷⁾、の各事件について検討することとなる。

これら一連の裁判の背景となった事実関係は以下の通りである。ロバート・ラムゼイ (Robert Ramsey) は、スコットランド国王がイングランド王位に就く以前に、スコットランド人の両親から、スコットランドにおいて出生したスコットランド臣民であり、イングランドにおいては外国人であった。彼は、長男ロバート (Robert)、次男ニコラス (Nicholas)、三男ジョン (John)、四男ジョージ (George) の計四人の子を設けたが、これら四人の子も、全員が出生による外国人であった。これらの子は、それぞれ、ロバートが出生による外国人である三人の娘を、ニコラスが息子パトリック (Patrick) をイングランドにおいて、またこのパトリックもイングランドにおいて息子ウィリアム (William) を設けた⁸⁾。後にホールダネス伯 (Earl

5) Foster v. Ramsey, 2 Siderfin 23 ; 82 Eng.Rep., 1235 (K.B., 1656), 2 Siderfin 51 ; 82 Eng.Rep., 1251, 2 Siderfin 148 ; 82 Eng.Rep., 1304.

6) Collingwood v. Pace, 1 Levinz 59 ; 83 Eng.Rep., 296 (C.P. & Ex.-Cham., 1661-64), 1 Keble 65 ; 83 Eng.Rep., 814, 1 Ventris 413 ; 86 Eng.Rep., 262, O. Bridgman 410 ; 124 Eng.Rep., 661.

7) Craw v. Ramsey, 2 Keble 601 ; 84 Eng.Rep., 378 (C.P. and Ex.-Cham., 1669/70), T. Jones 10 ; 84 Eng.Rep. 1122, 2 Ventris 1 ; 86 Eng.Rep. 273, Carter 185 ; 124 Eng.Rep. 905, Vaughn 274 ; 124 Eng.Rep., 1072. なお、以下での判例の引用に際しては、イングリッシュ・リポートの該当箇所のみを引用し、事件名は省略する。

of Holderness)となる三男ジョンは、議会制定法により⁹⁾、一六〇三年にイングランドにおいて帰化し¹⁰⁾、四男ジョージもまた一六〇九年に同様に帰化した後¹¹⁾、同地において息子ジョンを設けている。

これら四人の兄弟のうち、ジョン伯は、サリー、リンカーンシャー、ノーフォークに複数の不動産を保有していたが、それらのうち在サリー、キングストンの牧師館について、自身のために生涯不動産権を設定し、残余権を妻マルタ (Martha) にその生涯の間設定し、さらに、自己の法定相続人たちに残余権を設定した。

伯は、子のないままに一六二五年に死去し、残された妻マルタは後に、ウィロビー卿 (Lord Willoughby) と結婚した。

一六三六年、ジョージは息子ジョンを残して死去し、ニコラスも、息子パトリックを残して一六三八年に死亡した。また、マルタは、一六四一年に死去している¹²⁾。

伯自身は、死亡に先立ち遺言を残していた。その内容というのは、リンカーンシャーのキングストンに所有する不動産を、「私の兄ニコラス・ラムゼイの法定相続人、および当該法定相続人の法定相続人たちに、永久に与え、遺贈する」¹³⁾というものであった。

前述の通り、伯は一六二五年に死去していたのだが、その後の一六三一

8) 但し、82 Eng. Rep., at. 1235, 83 Eng. Rep. at. 296, においては、パトリックとウィリアムは、いずれもニコラスの息子であると記録されている。

9) ジョンの帰化について規定した議会制定法の全文については、124 Eng. Rep., at. 664. を参照。

10) ジョン・ラムゼイの帰化についての記録が、W. Shaw (ed), *Letters of Denization and Acts of Naturalization for Aliens in England and Ireland 1603-1700*, *Publications of Huguenot Society of London*, Vol. XVIII, (originally printed in 1911, reprint. 1969, Nendela/Liechtenstein) p. 3. に残されている。

11) ジョージ・ラムゼイの帰化についての記録は、ibid., p. 14., に残されている。

12) 一連の事件の背景となる事実については、個々の判例集の記載に細かな点で食い違いが存在するが、ここで示した事実の概要については、124 Eng. Rep., at. 662-664, 124 Eng. Rep., at. 1072-73, における記述に従っている。

13) 124 Eng. Rep., at. 662.

年に国王帰属財産審問がおこなわれた¹⁴⁾。その結果、伯には子供がなく、法定相続人がいないままに死去したことが明らかとされ、キングストンの牧師館が国王によって没収された。そして、国王は開封勅許状によって、当該牧師館をウィリアム・マレー(William Murray)に付与している。

そして、前出のウィロビー卿およびその妻となったマルタ、ウィリアム・マレーおよびパトリックは、ニコラスの死後、当該牧師館等をエルジン伯(Earl of Elgin)およびエドワード・シドナム(Edward Sydnam)およびその法定相続人たちに譲与した¹⁵⁾。さらにその後も、当該不動産等は複数の譲渡を経ることとなる。

概ね以上のような事実を背景とした一連の裁判においては、次の点かもっぱら問題とされることとなった。それは、このような状況のもとにおいて、子のないままに死去したジョン伯の遺産を誰が相続するのかという問題である。より詳しくいえば、上記の伯の甥のなかで、ジョンとパトリックのいずれが伯を相続をすることが適切なのかという問題である。

以下では、「はじめに」において提示した問題意識および分析視覚に基づきながら、早速本論に入っていくこととしよう。具体的には、ジョン伯の遺産をめぐるおこなわれた前記三つの裁判を扱いながら、そこで、どのような形で「帰化」という制度が論点となり、また何が問題とされたのかという点に注目しながら、考察をおこなっていくこととする。

14) ここで取り上げた国王帰属財産審問がおこなわれた時期について、124 Eng.Rep., at.1072, および124 Eng.Rep., at.906, においては、一六三一年とされているが、124 Eng.Rep., p.664, においては、一六三四年とされている。

15) 以上に記した事実の概要については124 Eng.Rep., at.664.

三 裁判の展開

1 フォスター対ラムゼイ事件

本件は、一連の裁判の嚆矢となるものである。そして、後続の他の事件と同様に、そこでの論点は、「外国人が四人の息子を設け、そのうち下の二人は帰化していて、三番目の息子が土地を購入し、それらを兄の法定相続人に遺贈し、子がないままに死亡し、四番目の息子も死亡した。この場合四番目の息子の法定相続人と、兄の法定相続人（その父が外国人であるので、もしそう呼ぶことができるのであれば）のうち、いずれが問題の土地を相続すべきか、というのが論点である」¹⁶⁾ということになる。なお、本事件においては伯の二人の甥のうち、ジョンが原告の代理人となっている。

実は、この事件においては、本稿の中心的な目的である「帰化」制度との関連では、特に立ち入って問題とするべき論点は、少なくとも判決の中には現れてきていない¹⁷⁾。これは、判例集における本事件についての記載が、必ずしも十分なものとは言い難いこともその一因となっている。よって、ここでは以下でおこなわれる考察との関係において必要になると思われる最低限の説明をおこなうにとどめたい。

まず、原告側の代理人が、以下の三点にわたる主張をおこなっている。第一に「議会制定法による帰化によって、原告の賃貸人であるジョンが、叔父の法定相続人であるべきではないのか」、第二に「彼が、コモン・ローにおいては叔父の法定相続人ではないのか」、そして第三に「ニコラスの法定相続人への遺贈は、（ニコラスが外国人であるが故に）無効ではないのか」¹⁸⁾。ここで取り上げた三点にわたる主張の中で、本稿の目的との関連性

16) 82 Eng. Rep., at.1235-36.

17) J.H.Kettner, *The Development of American Citizenship, 1608-1870* (North Carolina, 1978) は、第二章において比較的詳しくこれら一連の裁判に検討を加えているが、この事件についてはほとんど言及していない。

18) 82 Eng Rep., at.1236.

を有するのは、第一の論点であろう¹⁹⁾。そして、そこでは議会制定法による帰化は、その文言の広範さ、および包括性のゆえに、それによって帰化した者は、直系であれ傍系であれ、血族たる尊属の相続については、出生による臣民と同様な扱いを受けるとの主張がなされている²⁰⁾。

それに対して被告側は、ジョン伯およびジョージが、たとえ議会制定法によって帰化していたとしても、両者の父親が外国人であったが故に、両者が相互に相続をなすことが可能となることはないとの主張をしている。

判決自体は、三人の判事全員一致による判断で、原告の勝訴に終わったとの記録が残されている²¹⁾。

小括

判例集に残されている本判決についての記載自体が、裁判の内容について詳細な検討をおこなうために十分なものとはいえないことは先に述べたとおりである。したがって、判決を決定づけた要因が何であったのかという点についても、必ずしも判然としない。ただ、例えば、本事件の意義については、以下のような手短な解説が見られる。「外国人である三人の兄弟 A, B, C, がおり、A は一人の息子を設け、B と C は帰化し、そして B が不動産を購入し、それらを兄弟である A の法定相続人およびその法定相続人たちに遺贈した。そして、A およびその息子の存命中に B が死亡したが、当該遺贈については、それにより誰がその目的とされたのかが不確定であるとして無効とされた。何故なら、外国人であった A は、法定相続人を持ちえない、あるいは A は存命中であったので、何人も存命者の法定相続人とはなり得ないからである。但し、グリーン首席裁判官 (Glyn, Ch. Just.,) によれば、A の息子が A の法定相続人であると一般に思われていたことが

19) なお、第二、第三の論点については、後に検討する判決の中でより詳細な説明がおこなわれているのでここでは取り扱わない。

20) 82 Eng Rep., at.1236.

21) Ibid., at.1304.

判明していれば、Aが外国人であったとしても、その息子は当該遺贈により相続をなした²²⁾。

とはいえ、以上のような説明によっても、本事件の要点が、とりわけ本稿の目的との関係においては、十分に明らかになるわけではない。

しかしながら、先に原告側の主張として述べられた諸点は、次に扱うコリンウッド対ペイス事件において、立ち入った検討がなされている。そこで、これらの問題も含めて、改めて次の事件を題材としながら、さらなる検討を加えることとする。

2 コリンウッド対ペイス事件

ジョン・ラムゼイは、前記サリー州キングストンの牧師館に立ち入り、当該不動産の占有を取得し、それを本事件の原告であるガウェン・コリンウッド(Gawen Collingwood)に賃貸し、原告は当該不動産を占取した。これに対して被告人パーサス・ペイス(Perses Pace)は、前記エルジン伯およびシデナムの使用人として、その命令により当該不動産の占有を取得した²³⁾。形式的には、この両者をそれぞれ原告・被告として争われた不動産回復訴訟が本事件である。しかしながら、以後の考察からも明らかのように、本事件における中心的な論点は、ジョージおよびその息子ジョンが、ジョン伯を相続することができるのか否かという点であった。

人民訴訟裁判所における当初の裁判において、法的な争点は以下の二点であった。まず第一点目は、「ニコラスの法定相続人に対する遺贈は有効であったかどうか²⁴⁾である。この点については、人民訴訟裁判所における全裁判官の一致により、当該遺贈が無効である旨の判断がなされた。その理由は、第一に「ニコラスは存命であり、何人も存命者の法定相続人となることはできない」のであり、また第二に「外国人であったニコラスは、

22) 21 Eng. Rep., at. 998.

23) 124 Eng. Rep., at. 664.

24) 83 Eng. Rep., at. 296.

わが国の法によれば、いかなる法定相続人をも持つことはできない」、それゆえ「被告はいかなる権原をもたない」というのがその理由である²⁵⁾。

しかしながら、第二の論点すなわち、「原告は何らかの権原を有するのか、それとも地所は国庫帰属すべきなのか」という問題、換言すれば「外国人の息子であり、外国人であったジョン〔伯〕とジョージは、議会制定法により帰化したことによって、相互に法定相続人となり、あるいは相続をすることができるのかどうか」という点については、裁判所の意見は真っ二つに分かれた²⁶⁾。結果、本事件は財務府会議室裁判所へと移送され、そこで当該問題についての決着が図られることとなった。結論を先取りして述べてしまえば、そこでは、十人の裁判官のうち、七対三の判決で、原告勝訴が申し渡された²⁷⁾。判例集には、原告側の権原を認める立場をとった財務府裁判所首席裁判官ヘイル(Sir Matthew Hale)裁判官の財務府裁判所における意見²⁸⁾、および原告側の権原を否定したブリジマン(Orland Bridgman)裁判官の人民訴訟裁判所における意見が²⁹⁾、それぞれの残されている。いずれも、両者の極めて詳細な意見を記録に留めている。そこで以下では、本稿の射程に必要な範囲で、特に前者を中心としながら、論点のトレースをおこなってみることとしよう。

ヘイル裁判官の陳述

財務府会議室裁判所においても、パトリックには相続の権原がないことが議論の前提とされている。その上でヘイル裁判官は、第一に法定相続、第二に外国人の能力ないし無能力、第三に帰化という三つの観点から原告側の権原の有無についての検討をおこなっている。

25) Ibid. see also 124 Eng. Rep., at. 662-663.

26) 83 Eng. Rep., at. 296.

27) Ibid., at. 296-297.

28) The Case of Collingwood and Pace in the Exchequer-Chamber. The Lord Chief Baron Hale's Argument., 86 Eng. Rep., 262.

29) Collingwood v. Pace. 1661. In the Court of Common Pleas., 124 Eng. Rep., 661.

第一の論点について。ヘイル裁判官によれば、相続には直系〔lineal〕および傍系ないし横断的〔collateral or transversal〕相続があり、そしてそれらには直接的〔immediate〕相続〔例えば直系であれば、父から子への相続〕と間接的〔mediate〕相続〔例えば直系であれば祖父から孫へ、傍系であれば叔父から甥への相続。いずれの場合も父親が当該相続の媒体となる〕という形態が存在するものとされる³⁰⁾。そのような類型化をおこなったうえで、ヘイルは以下のように述べる。

「もし、兄弟間の法定相続が、直接的な法定相続であれば、そして父親が兄弟の間の媒介となる尊属たる血族ではないのであれば、父親であるロバートの無能力は、ジョン伯から弟のジョージ、もしくはその弟の子ジョンへの法定相続を妨げない。しかしもしそれが間接的な法定相続であり、父親が兄弟の間の媒介となる尊属たる血族であれば、父親であるロバートの無能力はこの場合法定相続を妨げることとなる」³¹⁾。

第二の論点について。ジョン伯およびジョージについては、外国人であることに伴う個人的な無能力は、帰化によって取り除かれているが故に、「問題は、かれらの父親ロバートが外国人であったことで、彼らに重大なもしくは連続する無能力がもたらされるのか否か、そしてそれによって、当人たちの無能力は取り除かれているにもかかわらず、片方の兄弟が相続をすることを不可能とするのか否かである」³²⁾。

第三の論点について。ヘイル裁判官は、外国人の無能力を取り除くための手段は二種類あるとして、以下のように述べる。「第一は、国籍付与についての開封勅許状による、暫定的で、部分的で、不完全な無能力の剥奪で、それは国籍取得者をいくつかの目的に関して臣民の地位に置き、国籍取得の後に出生した子への世襲的相続を可能とするが、それは法定相続や世襲的相続について、欠点や無能力を完全には取り除かない」³³⁾。一方、「第二

30) 86 Eng. Rep., at. 263.

31) Ibid., at. 264.

32) Ibid., at. 265.

は、より深く、複雑な帰化である。…われわれの法によれば、それは議会のみによってなされ、他によってはなされない。これは〔外国人の〕障害を治癒し、かれらがあたかもイングランドにおいて出生したかのようにする。何人も〔帰化についての〕議会制定法が述べてところに反して処遇されることはなく、それゆえ、例えば外国人である父親がこの地で子を設け、その後に帰化したとしても、子は相続することができる³⁴⁾。

以上のような一般論を述べた後、本事件に関してジョン伯およびジョージについての帰化を定める議会制定法を一瞥し、これらが「疑いもなく、ジョン伯およびジョージが、外国人であったことに伴う彼ら自身の無能力を取り除いており、それゆえ、彼らがあたかもイングランドにおいて出生したのと同様の地位に置く」としている³⁵⁾。

これら一連の考察を経た上で、ヘイル裁判官は改めて本事件の論点を以下のようなものへと定式化しなおす。すなわち、「一人の外国人に、イングランドにおいて出生した二人の息子がいる。そして、兄弟の一方が地所を購入し、子がいないうちに死亡した場合、兄弟のもう一方は相続することができるか否か³⁶⁾。

そして、ヘイル裁判官はこの設問に対して、次の三点の理由から、相続は可能であると解答する。

第一の理由として挙げられているのは、「兄弟間の法定相続は、傍系の法定相続であるが、直接的な法定相続であるので、…当事者自身に能力の欠陥や行為無能力が発見されない限り、他の血族たる尊属の行為無能力が、兄弟間の法定相続を妨げることはない」との理由である³⁷⁾。

このような判断に際して、根拠として挙げられているのは以下の三点で

33) Ibid., at. 266.

34) Ibid.

35) Ibid.

36) Ibid., at. 267.

37) Ibid., at. 268..

ある。第一に、訴答において、兄弟の一方は他の血族たる尊属に言及することなく、自らを他方の兄弟の法定相続人として引き出すということ³⁸⁾。第二に、イングランドの法においては兄弟は一親等として計算されること³⁹⁾。第三に、傍系相続において、兄弟間の相続では半血血族の法定相続は禁じられることから、兄弟間での相続は他のすべての傍系相続と異なるものと考えられること。というもの、もし兄弟間の相続が父親を媒介とするのであれば、共通の父を有する半血の兄弟が排除されることはないはずだからである⁴⁰⁾。

第二の理由として、ヘイル裁判官は、父親の行為無能力は兄弟間の法定相続をまったく妨げないということを述べ、これを論証するべく以下のよう述べる。「もし兄弟間の法定相続の場合に、父親が当該法定相続を一方から他方へと媒介する尊属たる血族であると法が見なしているのであれば、父親の私権剥奪は兄弟間の法定相続を妨げるはずである。だが、父親の私権剥奪は兄弟間での法定相続を妨げない」⁴¹⁾。それ故、父親が兄弟間の法定相続の媒介を果たすものとは、法は見なしていないということになる⁴²⁾。

ヘイル裁判官が、第三に挙げているのは、上の二つの根拠に比べると、若干技術的な意味で緻密さを欠く次のような理由である。すなわち、「外国人の行為無能力についての唯一の根拠であり、唯一の基準でなければならぬイングランドの法およびそこからもたらされる帰結は、当該行為無能力についての解釈において常に寛大であって来たし、それを非常に厳格に拡大するよりも、むしろ縮小してきた」⁴³⁾。

38) Ibid.

39) Ibid., at. 268-269

40) Ibid., at. 269. なお、この問題に関して、内田力蔵『イギリスにおける遺言と相続』（法律学体系、日本評論新社、一九五四年）一二二～一二八頁が、ブラックストーンに依拠しながら詳細な説明をおこなっている。

41) 86 Eng. Rep., at. 269.

42) Ibid.

このような三点の理由から、以下の結論が導き出される。

一、外国人の息子としてイングランドにおいて出生した二人の兄弟がいた場合、片方は他方を相続することができる。

二、帰化した者は、それによってこの地で出生したのと同様の地位に置かれるが、それ以上のことはない。

三、ジョージの息子ジョンは、その伯父であるジョン伯の相続について、ジョージが伯よりも長く生存していれば、そうしていたであろう場合と同じ地位にある。

四、父親であるロバートの行為無能力が、兄弟が相互に相続することを不可能とするのであれば、ジョン伯ないしジョージの帰化は、当該行為無能力を除去しない。

五、しかし、そのような父親の行為無能力は、ジョージがジョン伯を相続することを不可能とはしないので、同様にジョージの息子ジョンが伯を相続することをも不可能とはしない。

したがって、ジョージの息子であるジョンは、伯の地所を相続することができる⁴⁴⁾。このように、帰化についての議会制定法の効力により、一人の兄弟は他方の兄弟を相続すべきことが、七対三の判決により示された⁴⁵⁾。

小括

以上の検討からも明らかなように、本判決においては、外国人の血統に起源を有する臣民についての相続のあり方という問題を具体的な題材としながら、帰化という法制度が当該問題の解決に際しての一定の役割を果たすという構図が見られる。その意味で、当該判決自体の中心的な論点となっていたのは、「帰化」制度であるというよりも、むしろ相続であったといえるのかもしれない⁴⁶⁾。

43) Ibid., at. 271.

44) Ibid., at. 272.

45) Ibid.

この点は、例えば、ここで検討したヘイル裁判官の意見を、前述のブリジマン裁判官の反対意見と対照したときにより際立ってくるのであって、ブリジマン判事の反対意見は、要するに、外国人である父親から出生した二人の兄弟は、たとえ本人同士がそれぞれ帰化をしていますが、外国人としての地位にとどまった父親から相続血縁を受け継がない。もし兄弟間で相続をするのであれば、その相続を可能とするような血縁を父親から引き出さなければならない、ということである⁴⁷⁾。

判決の結果を左右した論点は、一見したところ非常に法技術的な見解の相違のように感じられる。だが、実際にはその背後には、より根本的な立場の相違が垣間見える。

それはこうである。ブリジマン裁判官は、極めて技術的に見解の論証をおこなう一方で、より一般的な自己の立場を縷々表明している。それは例えば、「これら二人の外国人であったが、帰化をした兄弟の一方は、他方を相続すべきでないと私が考える…理由は、当人たちの人となりについての考慮である。というのも、二人は出生による外国人であり、また外国の血統を引いており、またその両親も出生による外国人である。したがって、かれらがそれによって不動産を取得し、もしくは相続しうるところのすべての特権および利益は、厳格に解釈されるべきであり、推論や衡平によって拡張されるべきではない」⁴⁸⁾であるとか、「…私は、(とりわけ外国からの系統の)外国人⁴⁹⁾のために作られた諸法や諸制定法は、厳格に解釈されるべ

46) 例えば、Kettner, op. cit., n. 17), p. 37. は、脚注の中で端的に、本事件の争点についての見解の不一致が、帰化の効果についてではなく、二人の兄弟間での法定相続のあり方であったことを指摘している。

47) ブリジマン裁判官の意見は、計三〇ページにわたる膨大な量のものであるが、その中で同裁判官は、さまざまな先例や権威に依拠し、多くの例を示しながら、このことを論証しようと努めている。

48) 124 Eng. Rep., at. 673.

49) この外国からの系統の外国人という言い回しは、系統的にはイングランド人の血を引く者であったとしても、出生に際しての何らかの理由により法的に外国人として処遇される場合があることを念頭においているものであると推測される。

きだと考えている」⁵⁰⁾、などに示される外国人に対する厳格な姿勢や警戒感である⁵¹⁾。この点、外国人に関する法を寛大に解釈し、なるべくその権利を保障しようという姿勢を表明していたヴォーン裁判官とは真っ向から対立している。加えて、ブリジマン裁判官は、王権に対して極めて恭順な自己の立場を、はっきりと語ることもしている⁵²⁾。

したがって、国王帰属財産審問の結果、開封勅許状に基づいて、本事件での対象となった不動産を取得した被告側の権原が、外国人起源の帰化による臣民の権利に優先することは、王党派の法曹政治家として知られるブリジマン裁判官にとっては疑うべくもないほどに自明のことであつたのであろう。

このような反対意見が一方で示されるような状況にあつたことを念頭に置きつつ、本判決の意義について考えるとき、たとえ元来は外国人であつたといえども、「帰化した者は、それによってこの地で出生したのと同様の地位に置かれる」⁵³⁾との理由から、国王大権に基づく国庫帰属の結果に反してまで、原告側の権原が保障されたことの意味は少なくないのではないだろうか。つまり、本判決において、帰化による臣民も、出生によりる臣民も、その地位や権利の保障において根本的に平等であるとの法的判断がなされているという事実である⁵⁴⁾。ここでは、この点を本判決の意義として強調しておくとともに、判決当時において「帰化」制度には二類型が存在しており、開封勅許状による国籍付与〔denization〕によっては、臣民が享受する権利・利益のうち的一部分が認められるに過ぎないのに対して、議会制定法による帰化〔naturalization〕によれば、このように、完全に出生による臣民と同等の地位に置かれることが認められているという点について

50) 124 Eng. Rep., at. 676.

51) 他にも例えば、帰化した臣民に対する警戒感を表明した部分として、see, *ibid.*, at. 673-74.

52) *Ibid.*, at. 689.

53) 86 Eng. Rep., at. 272.

54) Kettner, *op. cit.*, n. 17), p. 39.

も改めて確認しておきたい。

さて、次に検討をおこなうのがクロウ対ラムゼイ事件であるが、本事件は一連の事件において最後のものとなる。この事件においては、本判決においておこなわれたような、「帰化」制度についての国籍法制内在的な、そして法技術的な論点をさらに大きく踏み出した問題の考察がなされることとなる。

3 クロウ対ラムゼイ事件

本事件において争点となったのは、ジョン伯を相続するについてパトリックが正当な権原を有するのか否かという点であった。だが、この点については、先の二つの判決いずれにおいても、パトリックがジョン伯を相続するについては、父親を通じて当該相続をなさなければならない以上、パトリックの父親であるニコラスが外国人である限り、彼にはその権原はないということが確認されていた。したがって、パトリックが自らの権原を主張するためには、父親であるニコラスが、イングランドにおいて外国人ではなかったということを、正当な法的根拠に基づいて主張しなければならなかった。そこで本事件において、パトリック側は、以下のような事実を根拠として、ニコラスがイングランド臣民としての地位を取得していた旨の主張をおこなった。それは、アイルランドにおいて antenus であるすべてのスコットランド人、すなわち同君連合の以前にスコットランドにおいて出生した人びとを、アイルランド臣民として帰化させるという内容のアイルランドにおける一般帰化法の存在であった⁵⁵⁾。したがって、本事件では当該アイルランド制定法に基づき、ニコラスがイングランドにおいて臣民としての地位を認められるか否か、という点が争われたものである。

55) 10 Car. I .c.4 [Ireland] (1634).

56) 124 Eng. Rep., at.906. によれば、被告は、先の二つの事件において登場したジョン・ラムゼイと同名の息子であるとされている。

なお、本事件における被告はジョン・ラムゼイである⁵⁶⁾。

原告側のサージャントは、以下のような論点を根拠に、前記制定法に基づくニコラスのアイランドにおける帰化によって、パトリックはジョン伯を相続することが可能であるとの主張をおこなっている。

まず、過去の先例等に基づき、アイランドがイングランドに従属[subordination]という形で、結合していることが確認される⁵⁷⁾。また、アイランドには議会が存在し、立法をおこなうが、それはイングランド議会によって抑制される⁵⁸⁾。とはいえ、「議会における国王が、かれらに議会の権限を授けたときには、それは帰化をなす権限を授けた」のであって、それにより帰化した者は、イングランドにおいて法定相続人となりえるし、相続もできる⁵⁹⁾。

これらの諸点を踏まえたうえで、以下のような主張がなされる。「忠誠および自然的服従は、自然人としての資格の国王の身体に関わるものであり、その国王の身体に従う。それゆえ、イングランドの法により、アイランドの議会が帰化をなす権限を有する場合には、当該帰化はその王国〔アイランド〕に限定されることはできない、というのも、それは国王の身体に従うのであるが、このことは彼が当該王国の国王であるから従うのではなく、彼が国王であるから従うのである」⁶⁰⁾。

しかしながら、このような原告側の立論にもかかわらず、結果は三対一の判決により、当該主張は否定されている。その内訳は、被告の側にたったのがワイルド (Wild.J)、アーチャー (Archer.J) およびヴォーン (Vaughan.J) の各裁判官、原告の側がティレル (Tyrel.J) 裁判官であ

57) 124 Eng.Rep., at.906-907.

58) Ibid., at.907.

59) Ibid.

60) Ibid., at.907-908. なお、忠誠義務の対象が、いわゆる国王二体論を前提としながら、政治体としての資格の国王に対してではなく、自然人としての資格の国王に対して負われるものであるという点については、前掲註1の拙稿「コモン・ローにおける国籍概念の確立 (一)」二〇七～二〇九頁を参照。

る⁶¹⁾。そこで、次にこれらの裁判官の述べるところについて見てみよう。

まずティレル裁判官の意見について。彼によれば、帰化は議会制定法によらなければならない、また限定されたものであってはならない。そして、忠誠義務は政治体としての国王ではなく自然人としての国王に帰するが故に、地理的にも限定されたものであってはならない。そして、アイルランドが、イングランドと同様の議会有することに鑑みれば、同様な権限を有し、帰化をなすこともできる。しかしだからといって、それによって直ちにアイルランドの議会制定法がイングランドを拘束するわけでもなく、義務を課すわけでもない。それはイングランドの法と協力することで、当該帰化がイングランドでも効力を有することになる⁶²⁾。以上が、ティレル裁判官の意見の概要である。

一方、被告側に立った判決を下した裁判官たちの主張について。首席裁判官であるヴォーン裁判官は、もし帰化法案がイングランドにおいては否決されたのに、それがアイルランドで有効にされるということがあれば、それは不条理であるし、もしそういったことができることになれば、国王が開封勅許状によって帰化をおこなうようなことまで可能となってしまうが、そのようなことは認められないなどと述べている⁶³⁾。また、ワイルド裁判官は、アイルランド議会の制定法は、イングランドの土地を拘束することはできないとし、またこのような帰化が有効であれば、ジェームズ一世は困難もなしに antenati のスコットランド人がイングランドにおいて相続をなすことを可能としていただろうと述べた⁶⁴⁾。アーチャー裁判官も同様の立場をとり、またアイルランドが議会有するという権限は、イングランド議会に由来するものではないとした⁶⁵⁾。

61) 84 Eng. Rep., at. 1122, 124 Eng. Rep., at. 275. ただし, 84 Eng. Rep., at. 378, によれば, 原告側にたったのはティレル裁判官ではなく, アーチャー裁判官であるとされている。

62) 125 Eng. Rep., at. 275.

63) 84 Eng. Rep., at. 1122.

これら三人の裁判官のうち、ヴォーン裁判官の意見については、比較的詳細な記録が残されている。ただし、この記録自体については、その正確性等について若干の問題があり、そのうえ、まとまったものとはいえないものである⁶⁶⁾。それでも、ここでは本事件での中心的な論点についての検討がなされ、いくつかの注目すべき見解も示されている。そこで、以下では、本判決におけるヴォーン裁判官の意見について、本稿の目的との関連で重要性をもつと思われるいくつかの記述を拾い出すという方法で、その内容についての検討をおこなってみることとする。

ヴォーン裁判官の意見

最初に注目しておくべきは、「アイルランドにおける帰化は、イングランドに在る人を帰化させるのか否か？もし帰化させないのであれば、他のす

64) Ibid. この点に関連して、イングランドとスコットランドの同君連合の後、スコットランド人がイングランドにおいて外国人として留まれば、土地の相続が不可能となり、この不都合を解消するべく提起された裁判、すなわちカルヴィン事件こそがイングランドにおいて初めて国籍概念が体系化されるきっかけとなったことについては、前掲註1の拙稿「コモン・ローにおける国籍概念の確立 (一)」を参照。

65) 84 Eng. Rep., at. 1122. 後段の意味するところは、そうである以上、自己の承認によらずに存在するアイルランド議会の決定に、イングランド議会が拘束される必然性はないということである。

66) この点について、*The American Revolution: A Constitutional Interpretation* (New York, 1923)の中で、C.H. McIlwain は、ヴォーン裁判官の判例集に依拠しながら、本事件を題材として用いているが、九八頁で、「この判例集が多くの点で、とても明晰とはいえない」と述べ、さらに当該個所の脚注1において以下のように述べている。「これらの判例集は、サー・ジョン・ヴォーンの死後に彼の息子によって出版されており、いくつかの諸事件は明らかにかなり大まかな覚書 (rather rough notes) の状態である」と述べているし、同九九ページでも「議論自体はかなり混乱して伝えられており、その傾向は、明らかにヴォーンの結論に対立するものとなっている」。

実際、マックルワインはこの判例集にしたがって、ヴォーンが原告側に立った意見を述べたとしているが、上の引用において彼も訝っているように、実際にはこれは誤りである。また、マックルワインのこの点についての誤りについては、Kettner, *op. cit.*, n. 17), p. 40., が手厳しい批判をおこなっている。

べての疑問が、問題とはならなくなる」という記述である⁶⁷⁾。つまり、この点についての是非の検討こそが、この事件での主要な論点となるのであり、なおかつ、この問題は、要するにアイルランドにおける帰化立法がイングランドにおいて効力を有するのか否かという問題と言い換えることができるであろう。

したがって、この問題を検討するについての前提となるのは、アイルランドの位置づけ、より正確に言えばイングランドとの法的関係におけるアイルランドの地位ということになる。この点に関わると思われる記述を探していくと、まず以下のようなものが見られる。「アイルランドは、ガーンジーやジャージー、マン島やバーウイックその他すべてのイングランドの植民地〔plantation〕が共通して異なるように、スコットランドとは異なる。というのも、これら〔植民地〕はイングランドの王冠〔Crown of England〕に属する領土であるが、スコットランドはそうではないからである」⁶⁸⁾。

また、併せて以下のような指摘もある。「アイルランドは固有の議会を有しているとはいえ、それは絶対でもなければ完全な権限を持つものでもない。というのも、もしそうであれば、イングランドはそれに優越する権限を持たないこととなり、〔アイルランドは〕征服と服従の後に、以前のように自由となってしまふからである」⁶⁹⁾。

さらに、「アイルランドは、…イングランドの王冠に属する領土〔dominion〕であって、それゆえ、イングランドの植民地であるウェールズやガーンジー、ジャージー、バーウイックがそうであるように、イングランドの議会制定法によってしか、そこから分離することはできない。これらすべては、イングランドの王国に属し、イングランドの領土ないし領域内にはないが、それに従い、その王権の一部をなす」⁷⁰⁾。

67) 124 Eng. Rep., at. 1073.

68) Ibid., at. 1074.

69) Ibid., at. 1080.

これらの引用からも明らかなように、イングランドにとって、アイルランドは植民地であり、したがって、たとえアイルランドが固有の議会を有するとはいっても、その権限はイングランドに従属することとなる。したがって、アイルランドにおける帰化がイングランドにおいて効果を有するか否かは、帰化という制度の性質、および当該問題に関わるイングランドの法によって決せられることとなるはずである。

これらの点に関わる重要な指摘として、以下のような記述が見られる。すなわち、「…帰化というものは、法による擬制にすぎないのであって、その擬制に同意する場合にしか効果を持ちえない。…アイルランドにおける帰化は、そこで出生したのと同様の効果をアイルランドにおいては有するし、スコットランドにおいてもそこで出生したのと同様の効果を有するが、イングランドにおいては違う。というのも、イングランドはアイルランドやスコットランドの擬制には同意せず、自己の擬制以外のいずれにも同意しないからである」⁷¹⁾。さらに、「他の王国における制定法による擬制で、それに対してイングランドが同意していないものは、ある者がアイルランドにおいてその地で出生したかのようにされたからといっても、当地〔イングランド〕の法を変更することはない」⁷²⁾との記述も見られる。

そして、帰化の性質についてのより具体的な指摘として、以下のような記述が注目される。それは、イングランドにおいて帰化した者は、イングランドにおいて出生したのと同様の地位にあり、アイルランドにおいて帰化した者も、アイルランドにおいて出生したのと同様の地位にある。そして、アイルランドにおいて出生した者は、イングランドにおいて出生したか帰化した者と同様の地位にあるとしたら、アイルランドにおける帰化は、イングランドにおいて出生したか帰化したのと同様の地位をもたらすのかどうかという仮定を提示した上で、さらに以下のような命題を設定し、そ

70) Ibid., at.1084.

71) Ibid., at.1075.

72) Ibid., at.1076.

れに対する解答をおこなっている部分である。それは、「イングランドにおいて帰化した者は、イングランドにおいて出生した者と同様である。そして、同君連合の後に、スコットランドにおいて帰化した者は、スコットランドにおいて同君連合の後に出生した者と同様である。しかして、同君連合の後にスコットランドにおいて出生した者は、イングランドにおいて出生したか帰化した者と同様である。それゆえ、同君連合の後に、スコットランドにおいて帰化した者は、イングランドにおいて出生したか帰化した者と同様である」との命題を仮設し、それに対しては次のように否定している。すなわち、「それにもかかわらず、同君連合の後に、スコットランドにおいて帰化した者はイングランドにおいては外国人に他ならないことが同意されている。それゆえ、アイルランドにおいて帰化した者についても、同様の結論がもたらされるべきである」⁷³⁾。

最後に、結論部分に相当する個所に、決定的な記述が存在する。それは、おそらく同僚の裁判官とのやり取りを再現したもので、以下のようになっている。「彼は、以下のように言い直していわく、アイルランドはイングランドに従属しており、それゆえイングランドを拘束するような法を制定することはできないと。その通りである。というのも、すべての法は強制的であって、国事に関して劣位する権限が、より上位の権限である優位者に義務を課すというのは矛盾だからである」⁷⁴⁾。

以上のような記述から見ると、やはりヴォーン裁判官はアイルランド議会の制定法による帰化が、イングランドにおいて効力を有するものとは考えていなかったと推測するほうが合理的であろう。

なお、当時の国籍法制の有り様を知るうえで重要と考えられるいくつかの重要な記述が存在するので、本判決の論点とは必ずしも関連しないにせよ、最後にそれらを拾い出しておくこととしたい。

73) Ibid., at. 1078.

74) Ibid., at. 1084.

まず第一に、興味深い指摘として「イングランドの法によれば、外国人は、議会制定法により、国民全員の同意〔assent of the whole nation〕を得なければ帰化することはできない」との記述が見られる⁷⁵⁾。ここでは、議会による帰化においては、そこに「国民全員の同意」が存するという記述の背後にある議会の位置づけに注目しておきたい。

次に、出生による臣民としての地位の取得に関して、以下の二点の指摘がある。その第一は、「いずれであれ、イングランドの王冠に属する領土に置いて出生した臣民は、出生によるイングランド人と同様に、イングランドにおいて相続をなしうる。それゆえ、アイルランド、ガーンジー、ジャージー、バーウィックその他すべてのイングランドの植民地の出生による臣民は、相続をなしうる」との指摘である⁷⁶⁾。以上の引用から、出生による国籍の取得に関しては、本国であるイングランドにおける出生も、植民地における出生も同等の法的効果を持つということが確認される。

また、その第二は、イングランドの外において出生した者が、イングランドにおいて相続をなしうる場合、換言すれば、イングランドの土地以外において出生した者が、出生による臣民の地位と同等の地位を取得する場合として、次のような四類型が確認されている。それは第一に、ある人が、国王が実際にイングランドの国王であるときにその領土において出生した場合、第二にイングランドにおける議会制定法により帰化した場合、第三がイングランド国王の臣下や家臣として王国や領土を統治する君公のもとに出生した場合、第四がイングランド国王と敵対する国に国王が軍隊とともに侵攻し、国王の軍隊が占領する土地において出生し、結果として国王の保護を受ける者は、それぞれイングランドの外において出生していても、出生による臣民とみなされるという⁷⁷⁾。

これら二点の指摘の根拠として、カルヴィン事件判決における忠誠義務

75) Ibid., at. 1077.

76) Ibid.

の定義が改めて確認されている部分がある。それは、イングランド以外の領土で出生した者が「その者たちの出生時、すなわちその服従が始まる時に、国王が実際にイングランドの国王であり、それゆえ〔その者たちが〕同一の国王の臣下〔liege-man〕として出生するからである」⁷⁸⁾。

小括

まずはじめに注目しておかなければならない点として、アイルランドの法的な位置づけという問題があろう。それは、煩を厭わず改めて引用すれば、「アイルランドは、ガーンジーやジャージー、マン島やバーウイックその他すべてのイングランドの植民地が共通して異なるように、スコットランドとは異なる。というのも、これら〔植民地〕はイングランドの王冠に属する領土である」⁷⁹⁾、「これらすべては、イングランドの王国に属し、イングランドの領土ないし領域内にはないが、それに従い、その王権の一部をなす」⁸⁰⁾という記述である。このような記述から、本稿の直接の対象となっているのはアイルランドであるが、これらが明確に植民地として認識されており、法的にもイングランドに従属するということが確認されていることが指摘できるであろう。

そして、ここでの指摘に密接に関わる重要な論点として、このような植民地の保有の結果として惹起されることになる次のような問題、それは、いわばこの国の国籍法制に成立当初より内在することとなる多元性の萌芽ともいべきものの存在を指摘できる。この点、若干立ち入って説明をおこないたい。

コモン・ローにおいて国籍概念は、少なくとも制度上は、成立以来一貫して「国王の臣民」(king's subject)という言葉のみによって表象されてき

77) Ibid., at.1075.

78) Ibid., at.1074.

79) Ibid., at.1075.

80) Ibid., at.1084.

た。だが、表面上はこのように単一の述語をもって語られてきた国籍概念が、実はその地位について、あるいはより正確に言えばその地位が持つところの法的な効力について、極めて多面的であったという事実には、ここでは注目せざるを得ない。そして、このような国籍法制が孕む重層性をもたらした決定的な要因の一つが「帰化」制度であった⁸¹⁾。

出生による国籍の取得という点においては、国王の領土における出生によって人は国王の臣民になるという点で、イングランド本国における出生も、同君連合の後のスコットランドも、そして植民地における出生もみな共通していたわけである⁸²⁾。一方、帰化についていえば、当該帰化がどこでおこなわれたかによってその法的効果には大きな違いが存在していたことが本判決により明らかにされたわけだが、この点は、極めて重大である。

つまり、イングランドにおける帰化は、少なくともこの判決を読む限りでは、イングランド本国はもちろん、その他の植民地においても同様の効力を認められた一方で、同君連合の後であってもスコットランドにおける帰化がイングランドにおいて効力を認められないとの記述から、その逆もまた真であることは容易に類推ができる。そして、例えば本事件におけるアイルランドの例のように、植民地における帰化により、当該植民地内においては出生による臣民と同様の法的地位がもたらされた一方で、その効果は当該植民地内に基本的に限定され、本国には及ばないものであった。つまり、「…帰化というものは、法による擬制にすぎないのであって、その擬制に同意する場合にしか効果を持ちえない」のであり⁸³⁾、そして法的に劣位する植民地における帰化の効力に対してはイングランドは同意しないと

81) ここでは、国籍付与による国籍取得者が、臣民と外国人とのいわば中間的な地位に置かれていたということについては、さしあたり考慮の外とする。

82) 念のために付言すれば、同君連合の後にも、イングランドとスコットランドは各々別個の王国として存立していたのであって両王国における出生は、両王国における臣民としての地位の互換性をもたらしていたに過ぎなかった。この二つの法的地位が統一されるのは、一七〇七年に連合王国となつてからのことである。なお、この当時アイルランドは依然として別個の王国として留まっていた。

いう以上、イングランド本国においては、当該帰化は法的効力を持たないということが、この事件では確認されたわけである。つまり、そこでは「共通する国籍法が存在していた一方で、別個の帰化法が存在していた」ということになる⁸⁴⁾。

実際にも、一七世紀にはすでにいくつかの植民地は、独自に「帰化」手続をおこなっていた⁸⁵⁾。その結果として、出生による国籍の取得の場合とは異なり、「帰化」の場合については当該「帰化」がおこなわれた植民地においてしか臣民としての地位を認められない臣民、すなわち特定地域内臣民 (local subject) というものが存在することになり、やがて植民地の拡大にもなると、このような特定地域内臣民の存在が、イギリス国籍法にとっての一大問題となることになる。この点は、本稿では立ち入って検討することはできず、したがって後の検討課題とせざるをえないのであるが、このような状況のもとで、帝国内においてどのようにして臣民の法的地位というものを統一的な制度として構築・維持していくかという難問が、その後の植民地の得喪などの状況と複雑に絡み合っ、立ち現れてくることとなる⁸⁶⁾。今日に至るまでイギリス国籍法制が抱えている混乱、より具体的にいえば特定の個人が実際にイギリス国籍を有するのか否かを確定することが非常に困難であるという現実、依然としてこの国にとっての問題であり続けているとの指摘がある⁸⁷⁾。この点は、イギリス国籍法制固有の技術的問題であるが、ここで指摘したような制度上の問題点が、このような混乱についての歴史的要因の一つとして指摘できるものと思われる。

最後に、ここでは必ずしも重要とはいえない問題ではあるが、なお一点

83) 124 Eng.Rep., p.1075.

84) C.Parry, *Nationality and Citizenship Laws of The Commonwealth and of The Republic of Ireland*, (London, 1957) p.54.

85) Ibid., p.56.

86) 例えば, see, A. Dummet & A. Nicol, *Subjects, Citizens, Aliens and Others*, (London, 1990) pp.76-77.

87) 例えば, see, *ibid*, pp.90-91.

だけ指摘しておきたい。イギリス国籍法制が、封建制的な特徴を刻印されており、それが近代以降にあってもなかなか完全には払拭されないままでいたことを以前に指摘したことがある⁸⁸⁾。本判決における、イングランドにおける出生以外を理由とする国籍の取得についての類型化のうち、先に挙げた第三の類型、いわば陪臣のアナロジーによる国籍取得とでもいい得るものなどを見ると、この制度が一七世紀中葉にあっても依然として封建的色彩を強く残していることを指摘し得るように思われる。

四 むすびにかえて

本稿での検討課題の第一は、クックにより定式化された「帰化」制度の運用の実態を判例に即して検討するというものであった。この点については、イギリス国籍法における「帰化」には、議会制定法による帰化と、開封勅許状に国籍付与の二類型が存在し、前者によればその効果により外国人は出生による臣民と完全に同一の法的地位を取得する一方で、後者は一定の権利の享有について限定的効果しか持たないということが本稿において題材とした判決に基づき、改めて確認された。したがって、前稿での検討をも含めて、イギリス国籍法制成立当初段階における「帰化」制度の姿を、ここにほぼ明らかにすることができたものと考えられる。

しかしながら、本稿において検討を加えた一連の判決中、最後に取り扱ったものから新たな論点が導き出された。そしてそれは、前項においては検討の射程に入っていなかったにもかかわらず、イギリス国籍法制について、とりわけ歴史的な観点から考える場合には決して無視し得ない、それどころか最重要な論点の一つともなり得るような問題であった。つまり、イギリス近代における国籍法制の形成過程において、イギリス本国、すなわち

88) 参照、前掲註1の拙稿「コモン・ローにおける国籍概念の確立(二・完)」一八一～一八八頁。

イングランドおよび一七〇七年以降の連合王国のみにおいて当該制度は生成してきたわけではなく、植民地という要素もその形成に際して少なからぬ役割を果たしていたという事実である。

イギリスにおける国籍法制についての一連の歴史研究に際して、筆者が一貫してもってきた一つの視座は、同国における国籍法制のあり方が、近代国家の形成過程というものによって、どのように規定されていたのかという疑問であった。それというのも、国籍法について考える場合に、とりわけ重要な視点として、当該制度が政治共同体としての国家においていかなる位置づけを与えられ、何を課題として担っていたのか、そしてどのような要因がその形成と展開の内容を規定してきたのかということ、個別の近代国家におけるネイション・ビルディングという歴史的な文脈に即して具体的に検証してみるということが必要なのではないかと考えているからである。それは、換言すれば、近代国家における国籍法制には、当該国家における構成原理なり価値理念などを含む、個別具体的かつ歴史的な存在である政治共同体として特質というものが色濃く反映されているのではないかと問題意識である⁸⁹⁾。

この点に関連して、ここでは最後に、本稿における検討を踏まえて以下の点を特に強調しておきたい。それは、近代国家における国籍法制の展開を題材としながら、あるいは、より限定的にいえば、このような視点からイギリスを対象として、近代国家におけるネイション・ビルディングのあり方というものを考える場合には、植民地の保持という要素が決して無視されてはならないのではないかと、ということである。つまり、イギリス国籍法制というものを手がかりに、同国の近代国家形成過程を検討しようとするとき、それはイングランドないし連合王国を対象を限定するような一国的な視点からだけでは、その全体像を正確に捉えることはできず、そ

89) この点について詳しくは、拙稿「憲法学における国籍研究の意義・試論」『早大大学院法研論集』第八〇号（一九九七年）参照。

ここに植民地の存在という視点が採り入れられることによって、はじめてその総合的な把握が可能となるということである。

さらに、本稿でおこなわれた検討の題材の中に含まれていた論点の一つ、つまり植民地においてなされた帰化の本国での法的効力如何という問題が、実は植民地議会と本国議会の管轄権の画定をめぐる問題として一般化することが可能であるということ、加えて、この判例が、国会主権というイギリス憲法学における一大原則がまさに形成されつつあった時代に争われたものであったことを併せ考えれば、植民地の支配というものが、これも少なくともイギリスについて考える場合には、実は近代憲法の形成に際しても少なからぬ影響を及ぼしていたかもしれないという可能性—今後より具体的に実証しなければならない、その意味で現時点においては極めて漠然と可能性—も、指摘できなくはないように思われる。

本稿においては、極めて技術的な、また憲法学の対象とするにはいささか瑣末に過ぎるかもしれない問題を扱ってきたわけであるが、それにしては、最後にあまりに大きすぎる問題に立ち入ってしまったように思われる。一方で、イギリスという近代国家が、同時に植民地帝国であったことはここでわざわざ贅言を弄するまでもなく常識に属することである。そうであるとすれば、イギリスを対象に、近代国家におけるネイション・ビルディングという歴史的な文脈に即して、国籍法制というものを考える場合には、植民地の保有という事実が当然の与件として考慮されなければならないのではないかという指摘は、あまりにも陳腐に過ぎることにもなるだろうか。